慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	明治維新直後の府、縣議會
Sub Title	Diets of fu and ken in early Meiji era
Author	手塚, 豊(Tezuka, Yutaka)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1957
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.30, No.3 (1957. 3) ,p.41- 47
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19570315-0041

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

資料

明治維新直後の府、縣議會

手塚豐

一

明治維新後、當時を風靡した公議輿論の時代思潮の影響で、多くの藩がその議會を設置したことは、夙に尾佐竹猛博士及び小早川欣吾教授等の研究によつて知られている。私も山本幹三君と共同で、本誌前々號に「明治初年の藩議會」[1]を發表し、諸先學の研究に洩れた若干の藩議會關係資料を紹介した。廢藩置縣前の地方統治組織はいわゆる「三治の制」であつて、從前からの藩以外に、あらたに設けられた新政府の直轄領である府、縣(主として從來の天領)も全國各地に存在していた。そうした府、縣においても、藩の場合と同樣に議會類似の制度(以下、府、縣議會と略稱する)を新設したものがあつたことは、十分推察されるところである。とくに、藩治職制(元年十月二十八日)と共に、藩議會設立の原動力となつたといわれている二年二月五日の行政官布告は、藩に對するものとは文言を若干異にする次のごときものが、各府縣にも通達されていたことを忘れてはならない。[2]

各府縣皆貢士ヲ出シ議員トスヘキ樣兼テ御布令有之候處今般於東京開議被仰出候ニ付御趣意奉體認各府縣ニ於テモ博ク公議ヲ興シ輿論ヲ採リ下情上達候樣可致旨御沙汰候事

但各府縣議事體裁之儀ハ御取調之上可被仰出筈ニ候得共各府縣從來之仕來モ不同管轄之大小モ懸絶致シ且東北之地ニ至テハ平定ニ及候得共府縣之數モ未タ御取極無之旁地方之習俗利弊ニヨリ章程モ一時ニ難定候ニ付於朝廷兼テ御内定ニ相成居候公議所法則案之大意ニ基キ變通ヲ加ヘ上下之間建言之儀不洩上達候樣可致候尤各府縣議事體裁取定候ハヽ其旨可伺出且又右ニ付難決事件等ハ同樣可伺出候事

巳二月

この布告を忠實に遵守すれば、府縣においても當然に議會を開くべきであつたろう。それは藩議會と相並び、廢藩置縣後の各地方に續出した地方民會[3](明治十一年府縣會規則制定に先立ち自發的に設立された府、縣會)の萌芽であつたといつていい。にもかかわらず、この「三治」の時代の府、縣の議會については、從來の明治法制史關係の文獻に明記して紹介されているものがほとんどなく、わずかに

それらしきものに關する不完全な資料の二、三が、尾佐竹博士の藩議會および地方民會に關する研究の中に、散在しているにすぎない。(4)

もちろん、そうした府、縣の議會も、藩議會の場合と同樣に、單なる諸問機關であり、且つまた「蜃氣樓」(5)的存在ではあったが、わが國憲政發達史上、注目すべき史實であることは疑いえない。

本稿は、現在までに私の知りえた當時の府、縣議會の若干を紹介せんとするものである。

(1) 筆者と山本「明治初年の藩議會」本誌第三〇卷一號六五頁以下。とくに尾佐竹博士、小早川教授の業績については、六六頁註(1)(2)(3)參照。

(2) 府縣に對するものは、第一一三號行政官布告、藩に對するものは第一一二號布告である。

(3) 地方民會は、尾佐竹猛博士によって、多くのものが紹介されている(「明治政治史點描」二六六頁以下。「日本憲政史論集」一三八頁以下)。

(4) 例えば、元年十二月の大津縣職制中に議定、議員の職があったこと(前掲論集・一一七頁)、元年三月頃飛驒に議事者の制のあったこと(前掲書・二五九頁)、維新後の佐渡に官員會議があったこと(前掲書・二七五頁)等を報告されている。しかし、博士はとくにそれらが「三治」の時代の府、縣議會類似のものであることを指摘することなく、前一者は藩議會の中に後二者は「明治四、五年の頃から明治十二年の府縣會實施に至るまで」のものといわれる(前掲書・一四二頁)地方民會の中に、無差別に列記されている。

(5) 尾佐竹・前掲論集・八九頁。

二

度會府

慶應四年七月二十七日、德川幕府の山田奉行は明治政府に接收され、度會府が設けられた。知府事は橋本中將(實梁)、判府事は元田直太郎(直)、權判府事は神吉小介(定夫)、判府事試補は河田精之丞(景福)である。同年十一月、會議所設置に關する次の達が出された。(1)

議院議事ニ關スル件達

皇國御一新ノ御主意ハ、門閥ヲ廢シ賢才ヲ被レ爲レ擧、壅蔽ヲ破ル言路ヲ被レ爲レ通候ニ有之、故ニ太政官ニ於テ諸藩選士ヲ以テ議員トシ、議長ヲ被レ爲レ置候テ、萬機之政衆論之所歸ヲ以、公平正大御裁判被レ遊、四海臣民各得ニ其所一、含哺鼓腹太平ヲ樂マシメ候御事也。就テハ京都府ヲ始トシ諸府、諸藩、諸縣追々御規則ヲ遵奉シ、議事之制ヲ取立候趣ニ付、此節當府ニ於テモ會議所ヲ設ケ、公選入札ノ法ヲ盡シ、下情ヲ入レ、大ニ地方民政ノ綱紀ヲ立テント欲ス。此旨孰モ厚ク相心得府官ヲ助ケ盛擧ニ從事可レ有之、妄リニ疑惑ヲ生ジ或ハ偏固私見ヲ執テ、暴論沸騰人心動搖セシメ候樣致間敷事

明治元年戊辰十一月

この達により、會議所の新設は、明治政府が公議人を置き公議所を開設せんとしたことに相對應するものであったことがわかる。そして次のような職制が定められた。(2)

會議所

上局

議長　一人　判府事攝之

上等議員　五人　内宇治二人　山田三人

大宮司　兩宮禰宜　敍爵權任以上

中等議員　十五人　内宇治五人　山田十人

六位權禰宜ヨリ別宮物忌内人迄

年寄三方ヨリ師職年寄迄

下局

下等議員　大町ニ三人　小町ニ二人

平師職以下年々末々迄

右之通先相立置追テ良則確立可レ致候。尤議員撰擧之儀ハ衆人入札ヲ以可ニ申付一候事

宇治山田は、伊勢神宮を中心に、複雜多岐な家格の制度があり、維新當初も從來通りそれが維承されていたので、それぞれの家格に應じて上中下の議員たりうる資格を定めたのである。このとき、どんな公撰方法が行われたかは明らかでないが、上中下の三階級別の投票が實施されたことは確かであろう。翌二年一月、次のごとく議員が任命された。[3]

上等議員　井面二神主、岩井田左馬以上宇治、檜垣二神主、久志本權頭、坂本夫次郎以上山田。

中等議員　梅谷左近、太郎舘豐主、八羽常陸、上野三郎左ェ門、山本玄番以上宇治、古森内記、高矢部主膳、爲田兵部、松室大監、山田大路要人、河北助大夫、福村善左ェ門、藤本主水、福田石見、祝部帶刀以上山田。

下等議員　宇治町はじめ二十六町村から四十八人。

最初の會議は、一月二十四日に笠井大夫宅で開かれ、會議日を毎月五、十五、二十五日と定め、次の議案を審議した。[4]

一　府地ヲ定ムル事

一　民間疾苦無ニ遠慮一可ニ申出一事

一　恒産ヲ立テ民ノ安ヲ保ツ見込ノ事

一　上下ノ情ヲ通シ小民ヲシテ御一新ノ御政治ヲ會得セシムルコト

附　金札銅錢融通仕法之事

つづいて翌二十五日も會議を開き、次の件を審議した。

一　家來ノ名ヲ正シクシ士商ノ區別ヲ立ツル事

附　士族ヲ分チ家格ヲ定ムル事

一　町々年寄改正並人撰ノ事

附　町々規則ノ事

「宇治山田市史」は、この時「議員公議所法則と云ふ樣な議事法の發布もあり、議員年齡は廿五歲以上、在職年限は四ケ年とし、二年毎に半數改選などの事を定めた」[5]というが、くわしい内容はわからない。おそらく新政府の公議所法則案に準據した規則を作つたものと思われる。同年一月十七日、度會府郡政曹長に任命された竹川竹齋の日記二月十四日の條に「議院法則其他の事、昨日上局より尋ねらる返答す」、同月二十日の條に「議院規則會計に廻す」[6]等の記事があるが、これは會議所の規則を指すのであろう。

さらに、同日記には、その後の會議について次のような記事があ

る。

二月二十五日　笠井周防殿宅に出づ。神吉判事出席、議院當春より集るべき事夫々議す。相の山非人取拂の事、此機會非人等出づるを禁ずべきやの事相議す。[7]

三月十五日　當日は如例出勤候處、衆議に付元田同伴笠井方へ出る。

一　神領へ寺有無是非如何

一　穢の法則の事

右廿五日迄に衆議の事[8]

この日記により、すくなくとも三月十五日までは實際に會議所が開かれ、各種の議案を審議した模樣が判明する。議案の內容は雜多であるが、おそらく當面の重要問題は、すべて會議所の議を經て實施したのであろう。例えば、一月二十五日に審議された「年寄改正」および「町々規則」の件は、三月に實施され、年寄の改置と「勤方心得」が制定されている。[9] こうした點から考えると、會議所は、たとえ諮問機關ではあつたにもせよ、府議會的使命をある程度まで達成していたものと思われる。

明治二年七月十七日、京都、東京、大阪の三府をのぞき他の府は全て縣に改組された結果、度會府も翌八月三日を以て度會縣と改められ、その際、「上中下三等議員一ト先ツ廢止候事」[10]と定められ、會議所は廢止された。解消の理由は明らかでない。

攝津（豐崎）縣

攝津國、住吉、東成、西成、島上、島下、豐島、能勢、川邊の八郡は、明治維新當初、大阪府（元年一月二十二日大阪鎭臺・一月二十七日大阪裁判所と改稱・五月二日大阪府と改稱）の管轄に屬し、府廳司農局の支配をうけていた。元年七月、司農局が南、北に分けられた際、北司農局の管轄に入つた。局長は權判府事陸奥陽之助（宗光）である。舊幕時代に各郡の總代若干名を置き、公務の傳達に當らせた慣習は、そのまま北司農局に引きつがれたが、その總代の集合所として次のごとく郡會所があらたに設けられた。[11]

是迄總代共御用向並村用共寄合ノ儀ハ鄕宿ニテ集合致候趣ニ候得共右ハ御用柄ニヨリ不都合ノ次第モ有之加之村方入費ニモ指響キ可申候間此度郡會所取立右御場所支配郡中ヘ貸下ケ申付候間早々普請取繕ヒ向後集會ノ節ハ郡會所ヘ罷越候樣可致候事

辰七月　　北司農局

總代共

このときの郡會所は單に總代集會用の建物を新設したにすぎないようであるが、[12] 明治政府が公議輿論のための機關を整頓しつつあつたことに刺激され、郡會所の性格が逐次府議會的なものに變貌していつたのである。同年九月の達に曰く、

此度郡會所取立候儀ハ彌以テ上下一和廣ク公議ヲ執ルノ事實ヲ可相行ノ手段ニ候間以後毎月朔日十五日兩日宛朝四ツ時ヨリ自分其會所ヘ致出張候條詰合總代共ハ勿論其節罷越居候者ニテモ何成トモ見込ノ次第直樣無憚可申候事柄ニ寄リ評定ノ上用捨ノ計ヒ可有之候右ノ段一同可心得モノ也

明治元年戊辰九月　　判事

郡會所

詰合總代共

そして、次のような規定も設けられた。

掟

一　郡中總代共詰合中ハ相互ニ親和致シ御用大切ニ可相勤候事

一　御布令ノ觸書ハ速ニ其組合村々廻達致シ決テ遲滯御用缺相成候樣ノ儀致間敷候

一　郡會所ニ於テ猥ニ飲酒等致シ不行跡ノ振舞有之間敷候事

右ノ通屹度可相守モノ也

明治元(全まま)戊辰九月　　北司農局

さらに、次の達は、郡中の事件を全て郡會所へ諮問することを定めた注目すべきものである。

今般郡會所取建總代共詰合候儀ハ御新政ノ折柄上下一致官民共治ノ仕法ヲ以テ公平明白ノ政道可執行ノ趣意ニ有之就テハ爾後何事ニ寄ラス郡中ニ相抱リ候儀ハ巨細トモニ可申聞候條其砌詰合總代共篤ト評定ノ上郡中總百姓共ニ代リ面々見込ノ儀異同共ニ無憚可申出候勿論詰合ノ者ニテ心底ニ不任次第有之候時ハ早速總代一統集會示談ノ上是又同樣存念ノ通爲申出何レニモ人數多分ノ評議ニ決定可申付候間彌以上下ノ爲筋ヲ相考ヘ別テ可致盡力候事

但評定ノ次第面々見込ニ相任セ異同有之候儀ハ不苦候得共殊更ニ理不盡ノ異論申張リ候樣ノ儀有之間敷候モノ也

明治元年戊辰九月

同時に、總代三人以上を郡會所に常詰とし、また總代には苗字の使用を許している。郡會所に對する「下議第一事」は、同月の「檢見内見幔仕立方の儀」であった。

翌十月、淺田藤右ヱ門、勝重次郎、池田與兵衛、木下七兵衛、佐々木才三郎の五人が「郡中總代元締」に任命された。「下議第二事」は「村入用の儀」(辰十月)、「下議第三事」は「金錢融通の觸書案文、證文案文、證印裏書案文」(辰十月)であり、後者については意見がなかなか一致しなかったとみえて、「再下議」(辰十月廿四日)、「追議」(辰十月晦日)がなされている。「下議第四事」は「税金納分割拂の儀」(辰十一月)である。

明治二年一月二十日、北司農局は廢止され、その管地に攝津縣が置かれた。三月四日、縣廳は西成郡山口村に新設され(北司農局は大阪西町に置かれていた)、郡會所も同地に移轉し、攝津縣郡會所と呼ばれた。知縣事は陸奥宗光、判縣事は楠本文吉郎(正隆)である。淺田、勝、木下、佐々木の四人は「郡中總代元締」として從前通り在職した。改置後の「下議第一事」は「戸伍組立の儀」(巳二月)である。

翌三月、「總代元締」は「下調段」と改稱され、さらに四月には管内八郡を四十組に分け、各組に總代一人宛を置いた。郡會所の議員に當るべき者が四十人になったのであろう。「西成郡史」は「毎組に物代壹員を常置し、時に臨み之を以て議事機關にも充てし事あり」[13]と述べているが、郡會所の存在には觸れていない。

同四月、陸奥が東上の節、行政官に提出した「攝津縣政務錄」の一節に次のごとく述べている。

郡會所

右會所ノ儀ハ八郡村々組合總代共會議ノ爲メニ相設ケ且右總代共ハ入札公撰ノ法ヲ用ヒ就中縣内人望相屬シ候モノ四人ヲ以テ下調役ト名附會議ヲ司ラシメ各自支配ノ民事ハ勿論縣中ニ於テ舊弊

ヲ改メ新令ヲ出ス等ノ事一々之ヲ議事ニ下シ衆慮ヲ盡サシメ皆々同意ニ候ハヽ承知判ノ上發令致シ候右下調役ハ朝廷士ヲ徴スルノ體裁ニ隨ヒ在勤二年ヲ以テ限リトシ年限相滿候時ハ更ニ選擧致シ勿論右會所入用且下調役給料共悉ク郡中ヨリ相辨居申候右衆議ノ件々別册議事錄ニ詳ニ御座候

知事としての陸奥は、管内の新機構の一つを誇示したものであろう。

その後、郡會所がどのように運用されたかは殘念ながらわからない。因みに、攝津縣は五月二十五日に豐崎縣と改稱、八月二日兵庫縣に合併されて廢止された。

柏崎縣

明治元年七月二十七日、越後國、頸城、魚沼、刈羽の三郡に柏崎縣が設けられた。同縣は十一月五日に新潟府に合併されたが、その後、翌二年八月二十五日ふたたび設置され、あらたに古志、三島の二郡をもその管轄に加えた。當時、縣知事は任命されず、權縣知事は新莊作右ヱ門（厚信）である。

三年九月、同縣では次のような「郡中議事規則」を制定している。(14)

今般郡中議事方撰擧申付候者御誓文御旨趣ニ基部内之衆議ヲ采擇シ上下協力シテ各生ヲ樂ミ業ニ安シ悠久保全ノ道ヲ開カン爲ナレハ一同此意ヲ體シ勉勵スヘシ依テ略規則ヲ定ム如件

一　議事ノ緊要ハ土地ノ險夷廣狹肥瘠貧富人情ニ應シ一區モ廢棄之地アラシメス生産開業之可否並牧畜水利運輸堤防道路之得失救荒之方法等ニ豫テ注意シ著實ニ申達スヘシ

一　總テ重大之事件且廣ク天下ニ彌ル建議ハ可否衆議之上廳ヨリ其筋ヘ裁決ヲ乞ヒ而其意ヲ遂ケシムヘシ

一　衆議之決ハ必同論之多ニ采ルニ非ス一員タリトモ至當ナレハ可トスヘシ依テ苟モ見トコロ有ラハ衆ニ異ナルモ憚ルコト勿レ

一　議事者ハ務テ私見私情ヲ去リ心ヲ公正ニ存シ建議スヘシ假リニモ人ヲ凌侮スル擧動ナカルヘシ

一　萬事儉約質素ヲ尚ヒ己ヲ正フシ衣服之制ニ至ル迄心ヲ用ヒ下民之模範タランヲ要ス

一　縱令依賴受ルモ鄕中之訴訟爭論等ニ自己之了見ヲ猥ニ關係スルヲ禁ス

一　議事者ハ在勤二年ト定ム其最寄二人アレハ一人ヅヽ隔年更ニ公選スヘシ

一　會議所ハ小學校中ト定メ教師モ議ニ參ス

但日限未定

庚午九月

柏崎縣廳

各郡から「公選」にて「議事方」を任命せんとしたようであるが、選擧方法はわからない。同規則の末尾に「日限未定」とあるは、開所時期を將來に留保したものと考えられる。柏崎町の小學校の新築開校は同年十一月二十二日であったことからみると、この規則が行われたとしても、それは開校日以後であったものと判斷される。(15)

なお、同縣は四年十一月二十日、高田縣他三縣を併合、管地が擴張されたが、六年六月十日、新潟縣に合併、廢止された。

(1)(2)　「宇治山田市史」（昭和四年）上卷二一七―二一八頁。

(3)　前掲書・二一八―二一九頁。

(4) 前掲書・二一九―二二〇頁。「度會縣史稿附錄度會府史稿」(「三重縣史料」第一三冊)によると「正月廿三日、山田一ノ木町笠井孫十郎宅ヲ以假議院トシ宇治山田市中ニ於テ議員百三名ヲ撰ミ時々會議ス」とあり、日附と議員數に若干の相違がある。いま、いずれが正確かは確めえない。なお、本稿に引用する府縣史料はすべて内閣文庫の所藏である。

(5) 前掲市史・二二〇頁。

(6)(7) 「射和文化史」(昭和三〇年)一四八頁。

(8) 前掲書・一五一頁。

(9) 前掲市史・二二〇―二二一頁。

(10) 前掲書・二二五頁。

(11) 「元豐崎縣史」・「大阪府史料」第七冊。以下、郡會所に關する資料は、とくに明記しない限り、全て同書に據る。

(12) こうした建物だけの新設は、他に例が多い。例えば、浦和縣でも三年四月に御用會所を作っている(「埼玉縣史料」第四三冊)。

(13) 「西成郡史」(大正四年)一一六頁。

(14) 「柏崎縣史」・「新潟縣史料」第一一〇冊。

(15) 同前・前掲史料・第一〇八冊。

三

以上、私の紹介はわずかに三例にすぎない。殊に度會府、攝津縣の場合は、前に述べた明治二年二月の行政官布告に先立ち設置されたものであり、この布告の影響で設けられたと思われるのは柏崎縣だけである。藩議會の多數が、二年以降に設けられたものであることを考えると、二年末で三府四十六縣を數える府縣の場合にも、さらに多くの府縣議會の存在を推測してよかろう。大方の御示教を待つとともに、私自身なお將來の探索を期する次第である。

(1) 宮武外骨「府藩縣制史」二五八頁。